

【随意契約に関する情報】

令和3年7月分(公表日:令和3年8月31日)

|   | 工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量 | 契約事務責任者の職名及び氏名 | 契約を締結した日  | 契約の相手方の商号又は名称及び住所            | 随意契約によることとした契約事務細則の根拠規定及び理由(企画競争又は参加確認型公募を経た場合はその旨)  | 予定価格(円) | 契約金額(円)   | 落札率 | 再就職の役員数 | 備考 |
|---|-----------------------------------|----------------|-----------|------------------------------|--|---------|-----------|-----|---------|----|
| 1 | 令和3年度加工原料乳生産者補給交付金等交付業務委託         | 総括理事<br>渡辺 裕一郎 | 令和3年7月27日 | 北海道<br>北海道札幌市中央区北3条西6丁目      | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第2号において、加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る業務については、都道府県その他理事長の指定する者に委託することができること規定しており、これに基づき、「加工原料乳生産者補給交付金交付業務委託要綱」において、都道府県に委託する場合における委託業務の内容を定めているため(契約事務細則第28条第1項第1号イ(V)) | —       | 4,450,000 | —   | 0       | -  |
| 2 | 令和3年度加工原料乳生産者補給交付金等交付業務委託         | 総括理事<br>渡辺 裕一郎 | 令和3年7月27日 | 岩手県<br>岩手県盛岡市内丸10番1号         | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第2号において、加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る業務については、都道府県その他理事長の指定する者に委託することができること規定しており、これに基づき、「加工原料乳生産者補給交付金交付業務委託要綱」において、都道府県に委託する場合における委託業務の内容を定めているため(契約事務細則第28条第1項第1号イ(V)) | —       | 1,180,000 | —   | 0       | -  |
| 3 | 令和3年度加工原料乳生産者補給交付金等交付業務委託         | 総括理事<br>渡辺 裕一郎 | 令和3年7月27日 | 埼玉県<br>埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第2号において、加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る業務については、都道府県その他理事長の指定する者に委託することができること規定しており、これに基づき、「加工原料乳生産者補給交付金交付業務委託要綱」において、都道府県に委託する場合における委託業務の内容を定めているため(契約事務細則第28条第1項第1号イ(V)) | —       | 1,304,000 | —   | 0       | -  |
| 4 | 令和3年度加工原料乳生産者補給交付金等交付業務委託         | 総括理事<br>渡辺 裕一郎 | 令和3年7月27日 | 神奈川県<br>神奈川県横浜市中区日本大通1番      | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第2号において、加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る業務については、都道府県その他理事長の指定する者に委託することができること規定しており、これに基づき、「加工原料乳生産者補給交付金交付業務委託要綱」において、都道府県に委託する場合における委託業務の内容を定めているため(契約事務細則第28条第1項第1号イ(V)) | —       | 649,000   | —   | 0       | -  |
| 5 | 令和3年度加工原料乳生産者補給交付金等交付業務委託         | 総括理事<br>渡辺 裕一郎 | 令和3年7月27日 | 石川県<br>石川県金沢市鞍月1丁目1番地        | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第2号において、加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る業務については、都道府県その他理事長の指定する者に委託することができること規定しており、これに基づき、「加工原料乳生産者補給交付金交付業務委託要綱」において、都道府県に委託する場合における委託業務の内容を定めているため(契約事務細則第28条第1項第1号イ(V)) | —       | 1,031,000 | —   | 0       | -  |

|    | 工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量 | 契約事務責任者の職名及び氏名 | 契約を締結した日  | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                             | 随意契約によることとした契約事務細則の根拠規定及び理由(企画競争又は参加確認型公募を経た場合はその旨)   | 予定価格(円) | 契約金額(円)   | 落札率 | 再就職の役員数 | 備考 |
|----|-----------------------------------|----------------|-----------|---|---|---------|-----------|-----|---------|----|
| 6  | 令和3年度加工原料乳生産者補給交付金等交付業務委託         | 総括理事<br>渡辺 裕一郎 | 令和3年7月27日 | 愛知県<br>愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号                    | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第2号において、加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る業務については、都道府県その他理事長の指定する者に委託することができることと規定しており、これに基づき、「加工原料乳生産者補給交付金交付業務委託要綱」において、都道府県に委託する場合における委託業務の内容を定めているため(契約事務細則第28条第1項第1号イ(V)) | —       | 1,161,000 | —   | 0       | -  |
| 7  | 令和3年度加工原料乳生産者補給交付金等交付業務委託         | 総括理事<br>渡辺 裕一郎 | 令和3年7月27日 | 兵庫県<br>兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号                  | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第2号において、加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る業務については、都道府県その他理事長の指定する者に委託することができることと規定しており、これに基づき、「加工原料乳生産者補給交付金交付業務委託要綱」において、都道府県に委託する場合における委託業務の内容を定めているため(契約事務細則第28条第1項第1号イ(V)) | —       | 1,874,000 | —   | 0       | -  |
| 8  | 令和3年度加工原料乳生産者補給交付金等交付業務委託         | 総括理事<br>渡辺 裕一郎 | 令和3年7月27日 | 愛媛県<br>愛媛県松山市一番町4丁目4番地2                       | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第2号において、加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る業務については、都道府県その他理事長の指定する者に委託することができることと規定しており、これに基づき、「加工原料乳生産者補給交付金交付業務委託要綱」において、都道府県に委託する場合における委託業務の内容を定めているため(契約事務細則第28条第1項第1号イ(V)) | —       | 1,202,000 | —   | 0       | -  |
| 9  | 令和3年度加工原料乳生産者補給交付金等交付業務委託         | 総括理事<br>渡辺 裕一郎 | 令和3年7月27日 | 福岡県<br>福岡県福岡市博多区東公園7番7号                       | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第2号において、加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る業務については、都道府県その他理事長の指定する者に委託することができることと規定しており、これに基づき、「加工原料乳生産者補給交付金交付業務委託要綱」において、都道府県に委託する場合における委託業務の内容を定めているため(契約事務細則第28条第1項第1号イ(V)) | —       | 1,153,000 | —   | 0       | -  |
| 10 | 令和3年度加工原料乳生産者補給交付金等交付業務委託         | 総括理事<br>渡辺 裕一郎 | 令和3年7月27日 | 大分県<br>大分県大分県大分市大手町3丁目1番1号                    | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第2号において、加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る業務については、都道府県その他理事長の指定する者に委託することができることと規定しており、これに基づき、「加工原料乳生産者補給交付金交付業務委託要綱」において、都道府県に委託する場合における委託業務の内容を定めているため(契約事務細則第28条第1項第1号イ(V)) | —       | 1,110,000 | —   | 0       | -  |
| 11 | 令和3年度畜産関係学術研究委託調査に係る委託契約          | 理事<br>藤原 直     | 令和3年7月29日 | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目1番地1号 | 大学等試験研究機関の研究者等から調査研究課題を公募し、機構が行う調査研究として相応しい課題について外部委員を含めた審査委員会において審査・選考することから、競争契約にはなじまないため。(契約事務細則第28条第1項第一号ハ)   | —       | 1,476,000 | —   | 0       | -  |

|    | 工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量        | 契約事務責任者の職名及び氏名 | 契約を締結した日                                   | 契約の相手方の商号又は名称及び住所   | 随意契約によることとした契約事務細則の根拠規定及び理由(企画競争又は参加確認型公募を経た場合はその旨)   | 予定価格(円) | 契約金額(円)                                      | 落札率 | 再就職の役員数 | 備考                         |
|----|--|----------------|--|---|---|---------|--|-----|---------|----------------------------|
| 12 | 令和3年度畜産関係学術研究委託調査に係る委託契約                 | 理事<br>藤原 直     | 令和3年7月29日                                  | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>北海道農業研究センター<br>北海道札幌市豊平区羊ヶ丘一番地 | 大学等試験研究機関の研究者等から調査研究課題を公募し、機構が行う調査研究として相応しい課題について外部委員を含めた審査委員会において審査・選考することから、競争契約にはなじまないため。(契約事務細則第28条第1項第一号ハ)   | —       | 1,490,000                                    | —   | 0       | -                          |
| 13 | 令和3年度畜産関係学術研究委託調査に係る委託契約                 | 理事<br>藤原 直     | 令和3年7月29日                                  | 学校法人北里研究所<br>東京都港区白金5-9-1                                 | 大学等試験研究機関の研究者等から調査研究課題を公募し、機構が行う調査研究として相応しい課題について外部委員を含めた審査委員会において審査・選考することから、競争契約にはなじまないため。(契約事務細則第28条第1項第一号ハ)   | —       | 1,437,000                                    | —   | 0       | -                          |
| 14 | 令和3年度畜産関係学術研究委託調査に係る委託契約                 | 理事<br>藤原 直     | 令和3年7月29日                                  | 国立大学法人神戸大学<br>神戸市灘区六甲台町1-1                                | 大学等試験研究機関の研究者等から調査研究課題を公募し、機構が行う調査研究として相応しい課題について外部委員を含めた審査委員会において審査・選考することから、競争契約にはなじまないため。(契約事務細則第28条第1項第一号ハ)   | —       | 1,000,000                                    | —   | 0       | -                          |
| 15 | EUにおける農畜産物の需給動向、農業政策等に関する調査に係る契約額の変更について | 理事<br>藤原 直     | 〔元契約日〕<br>令和3年4月1日<br>〔契約変更日〕<br>令和3年7月30日 | 独立行政法人<br>日本貿易振興機構<br>東京都港区赤坂1丁目12番32号                    | 令和3年3月12日付け2農畜機第6914号をもって随意契約したEUにおける農畜産物の需給動向、農業政策等に関する調査における主調査員費に係る支払に関する経理処理変更に伴う契約金額の変更を行うため、法人の目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるものに該当する場合として随意契約によることとした。(契約事務細則第28条第1項第1号二(V)) | —       | 〔変更前〕<br>186,331,200<br>〔変更後〕<br>176,586,200 | —   | 0       | 契約金額の減額変更<br>(▲9,745,000円) |